

全関西学生スキー連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は全関西学生スキー連盟と称する (S・A・K・I)
- 第 2 条 本連盟は加盟校を統括し、学生競技スキーの発展と相互の親睦を図ることを以て目的とする。
- 第 3 条 本連盟は事務所を京阪神三都市内のいずれかの一か所に置く。

第 2 章 加盟校及び選手

- 第 4 条 加盟校は近畿以西の文部省認定の大学及び短期大学にして、所定の書類(加盟願書、スキー部則、スキー部員名簿、大学のスキーを代表する部である証明書)により、加盟を申込み、理事会で仮承認の後、代表委員会(以下総会と称する)の承認を得た大学とする。
- 第 5 条 加盟校は次の各項を履行する義務を有する。
1. 所定の加盟金は加盟承認後、1週間以内に納付する。
 2. 所定の負担金を毎年5月末日迄に納付する。
 3. 選手登録(競技者の氏名、生年月日、学年及び出身校)の提出及び所定の選手登録料の納付は毎年5月15日迄とする。但し追加登録の提出及び所定の選手登録料の納付については毎年10月15日迄とする。
- 第 6 条 加盟校の資格は全関西学生スキー選手権大会に学生が参加しないとき、消滅する。但し、その理由を連盟に具申し、理事会の審議により斟酌することができる。
- 第 7 条 加盟校にして、次の各項に該当するときは理事会の決議により総会の承認を得て除名する。
1. 本連盟に対して負担金、その他の諸納付金を2年以上連続して滞納したとき。
 2. 本連盟の名誉を毀損し、又は本規約その他の諸規約に違反したとき。
- 第 8 条 加盟校に対する処罰の必要あるときは理事会で審議決定し、加盟校に通知する。
- 第 9 条 選手として登録される者は当該加盟校に学籍を有し、かつ次の各項に該当しないことを必要とする。
1. 大学院学生、聴講生、通信教育生、校外生その他これに類似する者。
 2. 他大学から転校し、満1年以上を経過しない者。
 3. 従来に4回以上の選手登録を行なった者。
 4. 前大会修了後、休学、停学及び謹慎処分を受けた者。
- 第10条 選手登録のない学生は当該大会に出場することはできない。

第11条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1名	名 誉 会 長	1名
副 会 長	3名以内	顧 問	若干名
理 事 長	1名	技 術 顧 問	若干名
理 事	35名以内	参 与	若干名
監 事	4名		
専 門 委 員	30名以内		
代 表 委 員	加盟校各1名		

第12条 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。名誉会長は総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

第13条 名誉会長及び会長・副会長は選考委員会の選考をえて、理事会によって推薦される。

第14条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

第15条 最高顧問、技術顧問及び参与は必要な場合、会長の諮問に応ずる。その選出は会長が理事会に諮って、会長これを委嘱する。

第16条 理事長は会長の指示に従い会務を統括する。その選出は理事の互選により決定する。

第17条 1. 理事は理事会を組織し、規約その他に規定された事項及び総会の決定事項を執行し、大会の運営その他一切の会務を掌握する。その選出は加盟校のスキー部に在籍した卒業生で、且つ、当該加盟校の推薦をえた理事候補者の中から正・副会長が適任と認めた者を会長が委嘱する。さらに会長は事業執行上、正・副会長が適任と認めた者（定員内において6名以内）を理事に推薦し委嘱する事が出来る。但し一加盟校から選出される理事の数は4名以内とする。

2. 会計理事は会計業務を執行・管理し収支決算の報告を行う。その選出は理事の中より正・副会長が適任と認めた者を会長がこれを委嘱する。

3. 監事は監事会を組織し、業務及び理事会より提出される収支決算書類を監査し、総会にその結果を報告する事を要す。その選出は理事経歴者の中より2名、連盟外より2名を正・副会長が適任と認めた者を会長がこれを委嘱する。尚、監事は理事会に出席し意見を述べることが出来る。

第18条 代表委員は総会を組織し、連盟の運営に参与する。その選出は各加盟校が主将又は主務より選出し連盟に届け出るものとする。

第19条 役員任期は会長及び副会長は4年とする。理事及び監事は2年とし、代表委員は1年とする。但し、再選を妨げない。役員に欠員を生じたときは第12条乃至第19条により、補欠

選任することができる。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行なうものとする。

第20条 会長は事業執行上必要と認められた時理事中より、正・副会長会の承認をえて常任理事を置くことができる。常任理事は常任理事会を構成する。

第21条 会長は任務遂行の為必要と認められた時正・副会長会の承認をえて専門委員を委嘱することができる。

第22条 役員は全て原則として無報酬とする。但し、その任務遂行上必要な実費及び旅費は支給されるものとする。この支給は別に定める旅費規定による。

第23条 理事・専門委員・代表委員はその所属する大学が加盟校の資格を失うか、又は本人が所属大学のスキー部との関係を失ったときはその資格を失う。

第24条 役員であって、その任務を怠った者、或は連盟の名誉を傷つけたる者は正・副会長会にて審議のうえ、理事会の決議をえてこれを解任することができる。

第 4 章 会 議

第25条 定時総会（会長・副会長・理事・監事及び代表委員を以て構成する）は毎年2回、5月及び10月に開催する。会長はこれを召集し、議長となる。臨時総会は会長が必要と認められたとき、或は理事又は加盟校の5分の1以上から会議の目的を表示して開催の請求があった場合に、会長がこれを召集する。但し理事又は加盟校の5分の1以上の要求による臨時総会の開催は開催の請求があった日から30日以内とする。総会は構成員の3分の2以上（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。

代表委員は書面を以て総会における審議及び議決権の行使を当該加盟校の部員又は他校の代表委員に委任することができる。

総会の決議は総会出席代表委員の多数決による。

可否同数の場合は議長が決する。

第26条 次の事項は定時総会にて行なう。

1. 事業計画及び収支予算の決定。
2. 事業報告及び収支決算の承認。
3. その他必要と認められた事項。

第27条 1. 理事会は会長・副会長・理事を以て構成し、会長が議長となる。

会長が必要と認められた時又は理事5名以上の請求があった場合、会長は理事会を召集しなければならない。尚、理事5名以上の請求による理事会開催は開催の請求があった日より15日以内とする。

理事会は構成員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。その議

決は出席者の多数決による。可否同数のときは会長がこれを決する。

理事は理事会における議決権の行使を他の出席者に委任する事が出来る。

2. 正・副会長会は会長・副会長・理事長によって構成され、連盟の総合政策の大綱を決定する。

尚、正・副会長会の審議は構成員の多数決によって決せられる。

可否同数のときは会長がこれを決する。

3. 常任理事会は会長・副会長・理事長・各部の部長及び副部长によって構成され、必要に応じ理事長を補佐し連盟の業務を執行する。

4. 選考委員会の委員は理事・監事の互選による理事・監事7名にて構成され、連盟の名誉会長及び会長・副会長を理事会に推薦する。

尚、その決定は構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

第 5 章 事 業

- 第28条
1. 全関西学生スキー選手権大会（男女別）。その細則は別に定める。
 2. その他本連盟の目的に適合する一切の事業。

第 6 章 会 計

第29条 本連盟の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終る。

第30条 本連盟の収支予算は理事会の審議をえて編成し、毎年5月開催の定時総会の承認をえなければならない。

第31条 本連盟の収支決算は理事会の審議をえて監事会の監査完了後、毎年5月開催の定時総会の承認をえなければならない。

第32条 本連盟は総会の議決により、特別会計を設けることができる。

第 7 章 審 判 権

第33条 本連盟は資格審査委員会を構成して、選手登録者の資格を審査せねばならない。その選出は役員中より、若干名を会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。

第34条 本連盟は大会役員及び競技役員を選出して、大会の円滑な運営にあたらなければならない。その選出は理事会及び大会開催地より、若干名委嘱する。

第 8 章 表 彰

第35条 本連盟は次の表彰規定を設ける。

1. 功労賞は関西学生スキー界に功労のあった者に贈呈する。
2. 優秀選手賞は全関西学生スキー選手権大会に特に優秀な成績をおさめた者に授与する。
3. 感謝状及び表彰状は関西学生スキー界に貢献した者又は団体に贈呈する。
4. 表彰の決定は理事会で審議し、5分の4以上の同意で決する。

第 9 章 附 則

第36条 慶弔規定はこれを別に定める。

第37条 全関西学生スキー選手権大会に対する抗議は本連盟の決定をもって最終とする。

第38条 本規約を改廃せんとするとき、又は本規約に定めのない事項に関しては理事会において審議のうえ決定し、総会の承認をえなければならない。

第39条 本規約は平成6年4月1日より改定施行する。

大正15年4月1日 施行

昭和26年6月27日 改定

昭和53年5月12日 改定

昭和63年11月1日 改定

平成2年11月15日 改定

平成6年3月7日 改定

全関西学生スキー選手権大会細則

部 制 男子は3部制とし、1部10校2部10校それ以外の大学は3部とする。
 女子は2部制とし、1部10校それ以外の大学は2部とする。
 (第62回大会総合成績により第63回大会より実施)

エントリー 各種目(リレー競技を除く)のエントリーは各校6名とする。

出場種目 リレー競技を除き、男子1人3種目以内、女子は1人2種目以内とする。

順位及び採点法 1位より8位までを入賞とし、次の如く採点する。1位9点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点、但し、同着者があった場合は次位点との和を等分し、次位を空位とする。

順位決定 大会に於て、最高得点を獲得した大学を優勝校とする。2位以下もこれに準ずる。但し、得点と同数の場合はリレー競技の順位による。尚決まらないときは上位入賞の数による。尚決まらないときは前年度の順位による。

入

替

男子1・2・3部校の入替	女子1・2部校の入替
1部の最下位校は2部へ 2部の優勝校は1部へ入替る。 2部の最下位校は3部へ 3部の優勝校は2部へ入替る。	1部の最下位校は2部へ 2部の優勝校は1部へ入替る。

全関西学生スキー連盟内規

1. 選手の登録及びエントリーの提出に関する件

I 選手の登録及びエントリーの提出が締切期日に遅延した場合には当該校はペナルティとして、始末書を提出し、選手全員の出発順位を最悪の条件とする。

II 一度ペナルティを犯した加盟校に於て、4年以内に再度同様なことがあった場合は一年間の出場停止処分にする。

1. 理事資格消滅に関する件

理事は本連盟主催の催物及び会議に年間を通じて、2分の1以上の出席を有す。もし、出席回数2分の1以下の場合は理事としての推薦資格を失う。

1. 理事資格に関する件

理事の資格は全関西学生スキー連盟に加盟している学校のスキー部に所属していた卒業生の内学生を指導するに適し、社会的良識を有する者とする。

1. 監事の資格に関する件

理事経験者より選出の監事は原則として理事を3期以上勤めた経歴者の中より選出するものとし、連盟外監事は当連盟加盟校関係者とする。

1. 専門委員に関する件

専門委員は本大会及び季節外競技会等における大会運営の円滑を計ることを目的とする。

I 資格は学生を指導するに適し、社会的良識を有する者とする。さらに本連盟よりの指定日程に参加出来ることを条件とする。

II 選出方法は原則として当該加盟校OB会又はOG会より推薦とし、本連盟の各専門委員会がその内必要と認めたる者を指名し、理事会にて承認をえるものとする。